

飯豊町障がい福祉計画

(第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画)

令和6年3月

飯 豊 町

目 次

第1章	計画の概要と基本理念	
1	計画に係る法令の根拠	1
2	計画の趣旨	1
3	基本的理念	1
4	目的及び特色	2
5	計画の位置付け	3
6	計画の期間	4
第2章	障がい者の現状	
1	本町の人口の推移	5
2	障がい者の現状	6
3	町内・町外福祉関連事業所	9
第3章	成果（数値）目標の設定	
1	成果目標の設定	11
2	計画の達成状況の点検及び評価	16
第4章	障がい福祉サービス量の実績と見込み	
1	サービス別実績と見込み	17
第5章	地域生活支援事業の実施に関する事項	
1	本町における地域生活支援事業	26
2	必須事業	26
3	任意事業	28

第1章 計画の概要と基本的理念

1 計画に係る法令の根拠

飯豊町障がい福祉計画（以下「計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を、一体として策定する計画です。

2 計画の趣旨

本計画は、「障がいのある人もない人も、一人ひとりが主体性を持ちながら、その能力を發揮し、生き生きとした生活を共に送ることができる地域社会の実現」を目標に、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」という。）、並びに障害児通所支援、障害児入所支援、及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保と業務の円滑な実施が図られるように策定するものとします。

3 基本的理念

- (1) 障がい者の自己決定と自己選択を尊重します。
- (2) 希望する障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を利用できるよう、町内外の事業所との連携を深め、サービス提供体制の確保を推進します。
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応した障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を推進します。
- (4) 障がい児の健やかな育成を支援するため、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等を充実させ、障がい児のライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援の提供体制の構築を図ります。

4 目的及び特色

(1) 目的

本計画の趣旨と基本的理念を踏まえ、次の6点を本計画の目的とします。

- ①障がい児支援の提供体制の構築
- ②訪問系サービスの充実と障がい者福祉サービスの保障
- ③希望する障がい者への日中活動系サービスの保障
- ④グループホーム等の充実と地域生活への移行推進
- ⑤福祉施設から一般就労への移行推進
- ⑥障がい福祉サービスの適切な利用を支えるための相談体制の充実・強化

(2) 特色

障がい者の自立を支援するため、地域生活への移行や就労支援を進めます。そのために必要となる障がい福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に向け、次の①～⑤に係る目標を設定し、取組みを進めます。

また、障がい児の取組みについても推進していきます。

①乳幼児期から学童期、青年期、成人期と一貫した効果的な支援を提供できる障がい児支援体制の整備

障がい児を支援する体制を確保するため、保育、教育等の関係機関との連携を強化し、児童福祉法に基づいた効果的かつ適切なサービスを継続的に提供できるように取り組みます。

また、青年期、成人期と継続して支援を提供できるよう努めます。

②福祉施設入所者の地域生活への移行促進

障がい者支援施設の入所者が地域生活に移行し、住み慣れた地域でその生活を継続していくことができるよう、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

③精神障がいにも対応した地域包括システムの構築

精神障がいのある人が、地域で安心して自分らしい生活が送られるよう、複数機関が連携し当事者の孤立化、症状の重篤化を予防します。

④地域生活支援拠点等の整備

町ぐるみで障がい者を支える体制をつくることを念頭に、町内の地域支援体制作りを行うコーディネーターの配置や、ショートステイによる緊急時の受入対応体制の確保などの機能を集約し、事業所等に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という）や、複数の機関ならびに町民が分担して機能を担う体制の整備を図ります。

⑤福祉施設から一般就労への移行促進

地域の中で自立した生活を送るためには、仕事を持つことが重要となることから、福祉施設から一般就労への移行を促進するよう、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者等の目標等を設定します。

⑥緊急時でも安心してすごせるまちづくり

- ・災害時は飯豊町要援護者支援計画に基づき、地域や避難支援者と連携して障がい者・児の個別避難支援を行うとともに、障がい特性に応じた避難場所の確保を目指します。
- ・緊急時の支援対象者を障がい手帳所持者や障がい福祉サービスを利用者に限定せず、保健所、相談支援事業所、民生委員や自治会等と連携をはかり、障がいを有する方の実態把握に努め、緊急時でもスムーズに支援機関につなげられる体制を整備します。

⑦障がい者団体への協力

障がい者活動を担う身体障害者福祉協会や手をつなぐ育成会等団体が抱える会員減少等の課題を町で共有し、会員数の維持および活動の発展に協力します。

5 計画の位置付け

飯豊町障がい福祉計画は、「飯豊町総合計画」及び「飯豊町障がい者計画」を踏まえ、飯豊町が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画とします。

6 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、次期計画については、本計画に係る必要な見直しを令和8年度末までに行った上で、令和9年度から令和11年度を期間として作成するものとします。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障がい 福祉計画	第6期			第7期計画			第8期計画		
障がい児 福祉計画	第2期			第3期計画			第4期計画		

第2章 障がい者の現状

1 本町の人口の推移

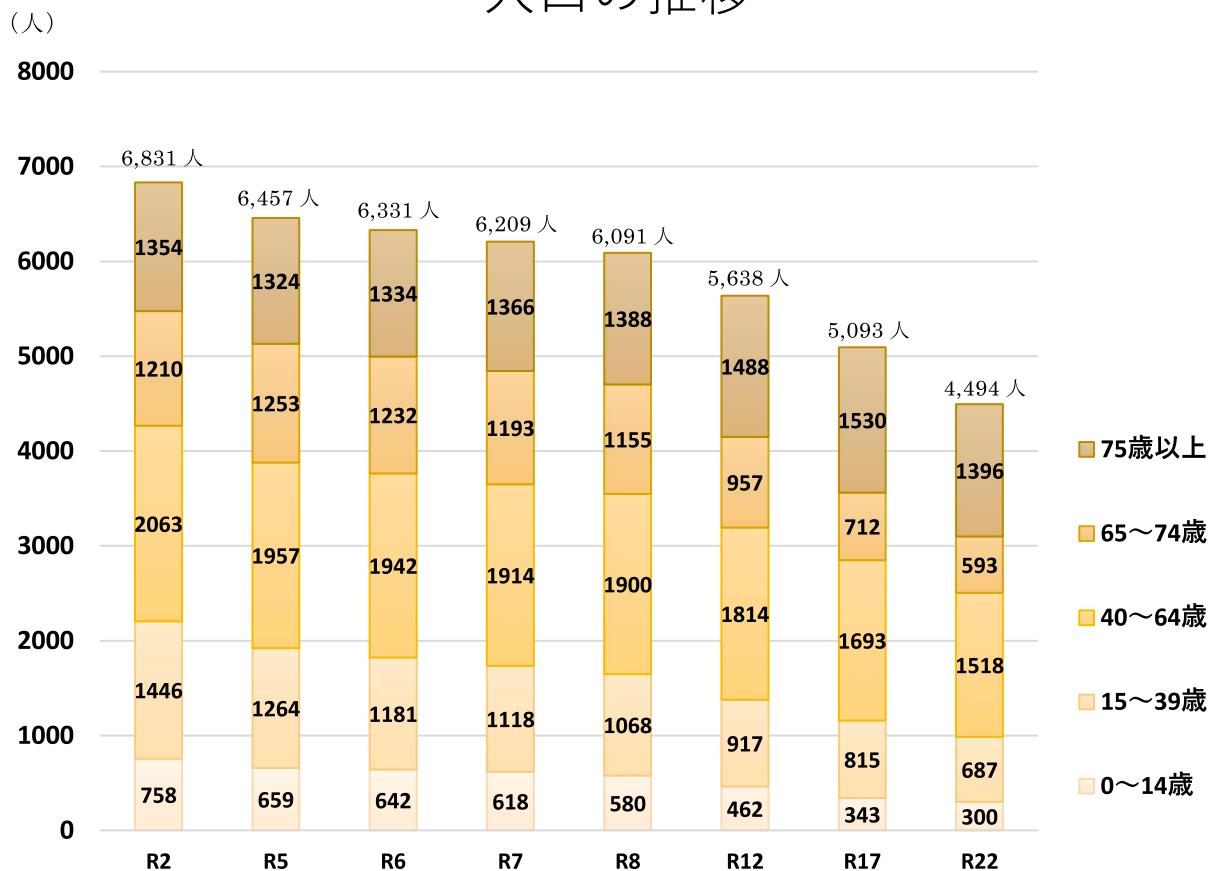
(1) 本町の人口の推移

本町の総人口（住民基本台帳登録者数）は令和5年12月1日現在、6,414人です。令和2年度の国勢調査から推計した人口の推移をみると、令和7年には5,000人を割り込み、令和3年以降は20年間で2,650人、割合としては約39%の減少が見込まれております。

高齢者人口の推移をみると65～74歳の人口は令和5年をピークに減少に転じ、75歳以上の人口は増加すると見込まれます。高齢化率は年々上昇し、令和22年には46.0%と見込まれており、およそ2人が1人は高齢者と予想されます。

それに対し、0～14歳、15歳～39歳、40～64歳の区分別年齢人口は年々減少しており、令和3年以降は20年間で47.5%減少が見込まれており、少子高齢化傾向が一層進むと予想されます。

人口の推移



2 障がい者の現状

(1) 身体障がい者の現状

①身体障がい者手帳所持者数（等級別）

単位：人 R5.3月末

区分	総数			1級		2級		3級	
	総数	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
計	493	2	491	1	127	0	39	0	75
		0.4%	99.6%	0.2%	25.8%	0%	7.9%	0%	15.2%

4級		5級		6級	
18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
0	135	0	76	1	39
0%	27.4%	0%	15.4%	0.2%	7.9%

等級別の所持者数を見ると、1級、2級の手帳を所持している方が全体の約34%となっており、所持者の3人に一人が重い障がいを抱えている現状がわかります。

1級の内訳としては、「心臓機能障がい」や「じん臓機能障がい」等の、いわゆる内部障がいが多く、所持者128人に対して約73%となっています。

「心臓機能障がい」の手帳所持者の中には、当初交付で1級と認定されてもペースメーカーを移植することで症状が改善され、再認定時に等級が下がる方もいらっしゃいます。

「じん臓機能障がい」の手帳所持者は、症状が固定しており改善が見込めない場合が多く、永続的な人工透析を必要とする方が多くいらっしゃいます。

②身体障がい者手帳所持者数（障がい種別及び年齢階層別）

障がい名	年齢層	R3 年度末	R4 年度末	R3 年度/R4 年度
視覚障がい	18 歳未満	1	0	0%
	18～64 歳	4	5	125%
	65 歳以上	22	22	100%
	計	27	27	100%
聴覚障がい	18 歳未満	1	1	100%
	18～64 歳	3	3	100%
	65 歳以上	30	32	106.7%
	計	34	36	105.9%
平衡機能障がい	18 歳未満	0	0	0%
	18～64 歳	0	0	0%
	65 歳以上	0	0	0%
	計	0	0	0%
音声・言語・そし やく機能障がい	18 歳未満	0	0	0%
	18～64 歳	0	0	0%
	65 歳以上	1	2	200%
	計	1	2	200%
肢体不自由	18 歳未満	1	1	100%
	18～64 歳	36	33	91.7%
	65 歳以上	229	240	104.8%
	計	266	274	103%
内部障がい (心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこ う・直腸・小腸 等)	18 歳未満	0	0	0%
	18～64 歳	24	25	104.2%
	65 歳以上	130	129	99.2%
	計	154	154	100%
合 計	18 歳未満	3	2	66.7%
	18～64 歳	67	66	98.5%
	65 歳以上	412	425	103.2%
	計	482	493	102.3%

(2) 知的障がい者の現状

療育手帳所持者数（各年度末）

単位：人 %

年度		R3 年度末	R4 年度末	R3 年度/R4 年度
18 歳以上	A（重度）	16	17	106.3%
	B（中軽度）	49	47	95.9%
	計	65	64	98.5%
18 歳未満	A（重度）	2	1	50%
	B（中軽度）	10	8	80%
	計	12	9	75%
合計	A（重度）	18	18	100%
	B（中軽度）	59	55	93.2%
	計	77	73	94.8%

療育手帳所持者については、減少傾向にあります。

重度の障がい程度とされるA判定を受けている方は約24%と、約4人に1人が重度の知的障がい者となっています。

また、中軽度の障がい程度とされるB判定の方は減少しています。

知的障がいについては、1歳半健診、3歳児健診、保育所等でも早期発見が重要視されており、早期からの適切な支援を受けることがその後の人生に大きな影響を及ぼすと考えられています。

特に乳幼児期において、疑問や不安を感じた際は医師や保健師に、隠さず、早急に相談することが重要です。

(3) 精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

総数	1 級	2 級	3 級	(参考) R4 年度末
計	7	18	6	31

精神障害者保健福祉手帳についても、所持する人が増加してきています。

多い疾患としては、うつ病、統合失調症、不安障害等です。

また、手帳を所持していない自立支援医療（精神通院医療）を利用する人も増加してきており、今後も増加していくことが見込まれます。

(4) 障がい支援区分決定状況 (R6.3.1 現在)

年度	サービスの種類	障害支援区分 (※支給決定件数の内訳)					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
令和5年度	居宅介護	0	1	4	2	2	1
	重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
	同行援護	0	0	0	0	0	0
	行動援護	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	短期入所	0	2	3	0	1	6
	療養介護	0	0	0	0	0	4
	生活介護	0	0	2	4	4	12
	施設入所支援	0	0	0	1	3	6
	共同生活援助	0	0	6	2	2	2
	計	0	3	15	9	12	31

3 町内・町外福祉関連事業所

(1) 障がい者関係

【町内】・訪問介護ステーション福祉の里めぐみ

・飯豊町福祉事業所でんでん

【町外】・山形県総合コロニー希望が丘・特定非営利活動法人まんまる

・しょうがい者支援施設栄光園・障害者支援施設白鷹陽光学園

・山形県梓園・福祉支援センターすぎな

・特定非営利活動法人置賜のぞみ会フラワーほっと

・多機能型事業所だいまち・公徳会就労支援センター・くぬぎ荘

・障害福祉サービス事業所せせらぎの家

・サポートセンターおきたま・ライフサポート杏の里・ライフサポートとまり木

・南陽訪問看護ステーション・独立行政法人国立病院機構米沢病院・指定障がい福祉サービス事業所 やまぼうし・るりいろ・就労継続支援B型事業所 Leap・たんぽぽ・障がい者支援施設南陽の里・LUNA・泉荘共同生活事業所・グループホームしゃくなげ寮・指定共同生活事業所われら・県立こども医療療育センターほがらか・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(2) 障がい児関係

【町内】・児童発達支援・放課後等デイサービス事業所デイサポートひらすび
・特定非営利活動法人あゆむ あゆむ いいで

【町外】・長井市すみれ学園・特定非営利活動法人あゆむ
・放課後等デイサービス POCCO ながい
・放課後等デイサービスまかまか
・リニエプラッツかみのやま 他

第3章 成果（数値）目標の設定

1 成果目標の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行に係る目標

令和8年度末までに、国の指針により地域生活への移行を進める観点から、地域生活移行者数の令和4年度末時点の施設入所者数を6%以上、施設入所者数を1.6%以上減少させることを目標とします。

項目	数値	考え方
現入所者（A）	13人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	12人	令和8年度末時点の施設入所者数
《目標値》 地域移行数	1人 (7.7%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数
《目標値》 削減見込（A－B）	1人 (7.7%)	差引減少見込み数

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

精神障がいのある人が、地域で自分らしい暮らしを実現することができるよう、精神障がいにも対応した地域包括地域包括ケアシステムの構築に向けて、障がいをもつ当事者が軽度・中程度等危機の時でも、複数機関が連携し早期支援および退院後の生活支援体制を確保し、当事者の孤立化や重篤化の予防を目指します。

項目	数値	考え方
《目標値》◆ メンタルヘルスセルフチェックシートおよび訪問支援	年1回	病状悪化を未然に予防することを目的にチェックシートによる体調把握や訪問を行い、必要に応じ医療・福祉等につながる体制を確保

障がい者理解普及活動	年1回以上	支援の輪づくりに不可欠である障がいの理解を正しく学ぶことのできる機会を、既存の自治会や学校等で実施し、理解普及を促進する。
------------	-------	---

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る目標

（1）町内における障がい者の生活を支援する機能（地域の体制作り、緊急時の受入・対応、相談等）の集約を行う地域生活支援拠点について、令和8年度末までの間に西置賜地域で1つ以上確保し、その機能の充実のため年1回以上運用状況の検証及び検討するとともに、コーディネータ等を配置し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築することを目指します。

（2）強度行動障がいのある人への支援体制の充実を図るために、令和8年度末までに、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を推進することを目指します。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備数	1箇所	令和8年度末までの地域生活支援拠点整備数
《目標値》 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	1回	令和8年度において地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討回数
《目標値》 地域生活支援拠点等の人員やネットワークの整備	1箇所	令和8年度末までに、コーディネータの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築
拠点の設置の連携を計画している自治体	長井市・白鷹町・小国町	
強度行動障がいを有する障がい者への支援体制の整備	令和8年度末まで強度行動障がいを有する障がい者の支援体制を整備します。	

4 福祉施設から一般就労への移行等に係る目標

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行者数を、令和3年度の移行実績者数の1.28倍以上と目標を設定します。

また就労移行支援事業、就労継続支援A型及びB型事業についてそれぞれ一般就労への移行者数を、それぞれ令和3年度の移行実績者数の1.31倍以上、就労継続支援A型事業については、概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.28倍以上と国が示した基準を目指します。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数は令和3年度の実績の1.41倍以上と国が示した基準を目指します。

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数	1人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
《目標値》 年間一般就労移行者数	3人	令和8年度中において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

《内訳》

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数	0人	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
《目標値》 就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数	0人	就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数	1人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
《目標値》 就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数	2人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数	0人	現在の就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
《目標値》 就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数	1人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0人	就労定着支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
《目標値》 就労定着支援事業の利用者数	1人	令和8年度末において、就労定着支援事業を利用する者の数

5 障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標

障がい児及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るための目標値を設定します。

障がい児への重層的な地域支援体制を構築し、設置している児童発達支援センターと連携し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

また、特別な支援が必要な障がい児への支援体制を整備するため、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に確保し、医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場を活かしながら、令和8年度末までに医療的ケア等コーディネーターの配置を目指します。

項目	数 値	考 え 方
《目標値》 児童発達支援センターの設置	設置済	令和8年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置
《目標値》 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制整備	-	令和8年度末までに児童発達支援センター等との連携により推進体制を整備します。
《目標値》 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を町又は圏域に少なくとも1か所以上確保
《目標値》 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	同上
《実績値》 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
《目標値》 医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	令和8年度末までの配置人数

6 相談支援体制の充実・強化等に係る目標

- (1) 相談支援体制の充実・強化を図るため、令和8年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指します。
- (2) 地域・サービス基盤の開発改善を行う取組等を行うために必要な協議会の体制確保を計画的に行います

項目	数値	考え方
《目標値》 基幹相談支援センターの設置	1か所	令和8年度末までに基幹相談支援センターを圏域に少なくとも1か所以上設置
《目標値》◆ 指定特定相談支援事業所の設置	1か所	令和8年度末までに指定特定相談支援事業所を町内に1か所設置
《目標値》 地域づくりに向けた協議会の体制確保		令和8年度末までに、障がいをもつ当事者および家族を町ぐるみで支えられる地域づくりに向けた協議体制を確保

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る目標

障がい者等が本当に必要とする障がいサービス等が提供されることを目指すため令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

項目	数値	考え方
《目標値》 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	—	国の基本指針では、利用者が真に必要なとする障がいサービス等を提供していくため、障害サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
障がい福祉サービス等に係る各研修の活用	2	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修の参加見込みを設定する。

障害者自立支援審査支払等のシステムによる審査結果の共有	共有済	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用する。事業所や関係自治体等と共有する体制の有無を設定する。
-----------------------------	-----	---

2 計画の達成状況の点検及び評価

第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の達成状況等については、定期的に調査、分析及び評価を行い、「飯豊町自立支援協議会」において検証しながら、計画の推進に努めます。

- (1) 成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、計画の中間評価として、「飯豊町自立支援協議会」において分析・評価を行い、必要があると認められる時は、積極的に計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていくものとします。
- (2) 中間評価の際には、「飯豊町自立支援協議会」において審議された第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の達成状況等の結果について、公表するものとします。

第4章 障がい福祉サービス量の実績と見込み

1 サービス別の実績と見込み

1. 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅において、入浴・排せつおよび食事等の介護・調理、洗濯および掃除等に家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けられるサービスです。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由・重度の知的障がい・精神障がいのため常時介護を要する人に居宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時の移動支援を総合的に受けられるサービスです。病院等に入院又は入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行うサービスです。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより自己判断力が制限されている人が行動するとき危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービスです。

⑤ 重度障がい者等包括支援

常時介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

令和4年度の利用実績を考慮し、次のとおりにしました。

世帯状況の変化等により、障がいのある方のみの世帯等が増加し、訪問系サービスのニーズは高まると予測されます。利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できる体制を整えます。

単位：人・時間／月

サービス種別	単位	実績 R 4	R 6	R 7	R 8
居宅介護	人	7	8	10	10
	時間	57	60	60	60
重度訪問介護	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0

2. 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障害のある人が主として昼間において、入浴・排せつ、食事の介護、調理・洗濯等家事並びに生活に関する相談、創作的活動または生産活動の機会の提供を受けるサービスです。

② 自立訓練（機能訓練）

障がい者の居宅を訪問して理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。

③ 自立訓練（生活訓練）

社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人の居宅を訪問して入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

④ 就労選択支援

働く力と意欲のある障がい者に対して、障がい者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供するサービスです。

⑤ 就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者に対し、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービスです。

⑥ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により、雇用契約等に基づき生産活動その他の活動の機会の提供その他就労に必要な訓練その他必要な支援を行うサービスです。

⑦ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供するとともに生活活動その他の活動の機会の提供を通じてその知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

⑧ 就労定着支援

就労移行等を利用して通常の事業所に新たに雇用された人の就労の継続を図るため、企業・障害福祉サービス事業者、医療機関との連絡調整を行うとともに雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談・指導必要な支援を行うサービスです。

⑨ 療養介護

常時介護を要するものにつき、主として昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスです。

⑩ 短期入所

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人が、入浴、排せつおよび食事の介護等を行うサービスです。

障害者支援施設等で実施する福祉型と医療機関で実施する医療型があります。

各事業とも、既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

また、町内事業者を中心に質の高いサービス提供が確保されるよう、従事者の確保と育成を要請していきます。就労移行支援についてはサービス提供事業所と町で情報を共有し、将来における地域での自立を進めていきたいと思いません。

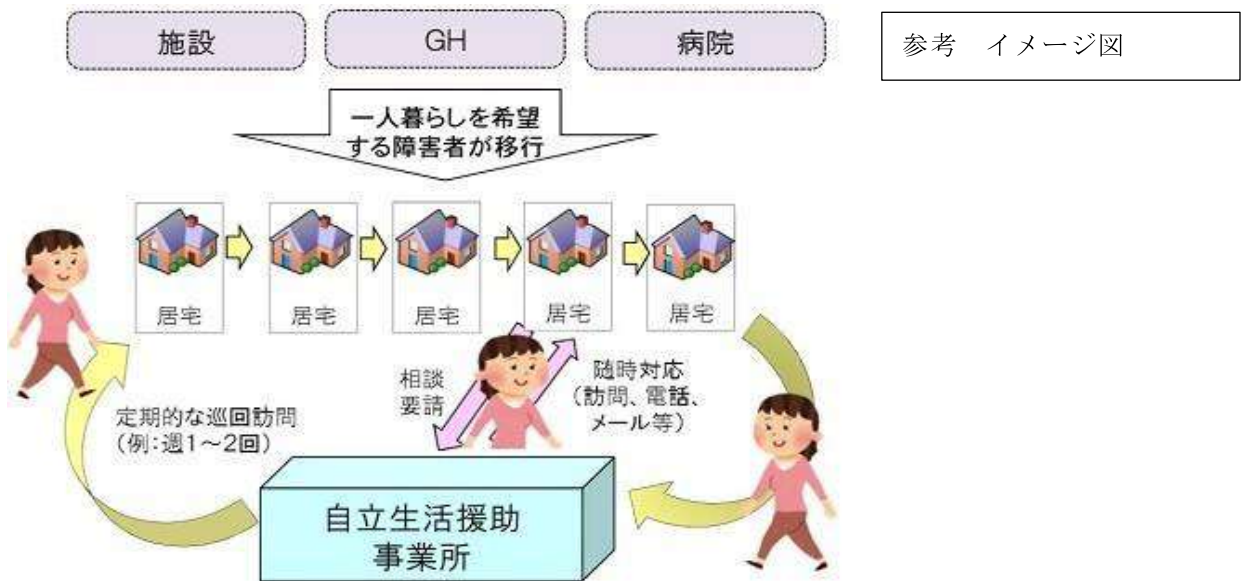
単位：人・日／月

サービス種別	単位	実績 R 4	R 6	R 7	R 8
生活介護	人	23	23	23	23
	日	408	410	410	410
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0
	日	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	0	0	0	0
	日	0	0	0	0
就労選択支援	人	—	—	0	0
	日	—	—	0	0
就労移行支援	人	0	1	1	1
	日	0	22	22	22
就労継続支援 (A型)	人	0	0	0	0
	日	0	0	0	0
就労継続支援 (B型)	人	37	37	39	38
	日	670	670	706	688
就労定着支援	人	0	1	1	1

3. 居住系サービス

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人・精神障がいのある人等について本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点からタイミングで適切な支援を行うサービスです。



参考 イメージ図

② 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行うサービスです。

② 施設入所支援

障がいのある人が施設入所し、主として夜間において入浴・排せつまたは食事の介護等を受けるサービスです。

障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間サービスのことで、平日の日中は日中活動の事業を利用します。

障がいのある人の地域移行が進むことや世帯状況の変化等により、障がいのある方だけの世帯などが増加し、居住系サービスのニーズは高まると推測されます。

利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できる体制を整えるように努めます。

単位：1カ月

サービス種別	単位	実績 R 4	R 6	R 7	R 8
自立生活援助	人	0	0	0	0
共同生活援助	人	17	16	17	18
施設入所支援	人	13	10	10	10
療養介護	人	2	5	6	7
短期入所	人	2	2	2	2
	日	9	9	9	9

4. 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人が心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘定してサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定をうけた障害のある人が継続して障がい福祉サービスや地域相談支援を適切に利用出来るようサービス等計画の見直しを行います。



② 地域移行支援

障がい者支援施設入所者や精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方たちに、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

③ 地域定着支援

一人暮らしの障がいのある人等と常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態の相談等を行います。

サービス等利用計画作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

単位：人/年

サービス種別	単位	実績 R 4	R 6	R 7	R 8
計画相談支援	人	11	11	13	13
地域移行支援	人	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0

※ 重度障がい者の内数

区分	サービス種別	単位	実績 R 4	R 6	R 7	R 8
日中活動系	生活介護	人	0	0	0	0
居住系	共同生活 援助	人	0	0	0	0
	短期入所	人	0	0	0	0

※ 精神障害にも対応した地域包括システムの構築
精神障がい者の内数

区分	サービス種別	単位	実績 R 4	R 6	R 7	R 8
居住系	自立生活援助	人	0	0	0	0
	共同生活援助	人	10	9	10	11
相談系	地域移行支援	人	0	0	0	0
	地域定着支援	人	0	0	0	0
日中活動系	自立訓練 (生活訓練)	人	0	0	0	0

5. 障がい児通所支援

- ① 児童発達支援
集団療育・個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
- ② 放課後等デイサービス
学校在学中の障がいのある児童生徒に対し、授業の終了後または長期休み等に生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
- ③ 保育所等訪問支援
保育園・幼稚園などに通う障がいのある児童について通い先の施設等を訪問し集団生活に適応出来るよう、適切かつ効果的な支援を行うものです。
- ④ 医療型児童発達支援
肢体不自由のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導知識的の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに心身の状況により治療を行います。
- ⑤ 障がい児相談支援
障がいのある子どもが障がい児通所サービス等を利用する際に支援利用計画案を作成し、支給決定後に障がい児通所事業者等との連絡調整を行うとともに支援利用計画の作成を行います。

年々、障がい児通所支援へのニーズは高まると推測されます。特に児童発達支援や放課後デイサービスの利用は増加傾向にあります。

利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。

単位：1カ月

サービス種別	単位	実績 R 4	R 6	R 7	R 8
児童発達支援	人	3	6	5	5
	日	23	39	39	39
放課後等デイサービス	人	11	12	13	15
	日	155	169	183	211
保育所等訪問支援	人	12	26	28	30
	日	31	66	71	76
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0
	日	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0
	日	0	0	0	0
障害児相談支援	人	4	5	6	7
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	人	0	1	1	1

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 本町における地域生活支援事業

全国一律で行われるのが障がい福祉サービス等の自立支援給付であるのに対し、地域の特性や状況に応じて柔軟な事業形態で行われるのが地域支援事業です。

地域生活支援事業には、市町村が行う事業と都道府県が行う事業があり、また必ず実施すべき必須事業と町の判断で実施することができる任意事業があります。

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、イベント等をはじめとする障がいのある人の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。

(2) 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助など行う事業です。

相談支援事業の見込量

項目	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置	—	—	1

(3) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいがあっても、現有能力を活かしながら、意思決定支援や財産管理等をおこなってもらふ成年後見制度の利用を支援する事業です。

成年後見制度利用支援事業の見込量 (人)

項目	R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

(4) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。

意思疎通支援事業の見込み量

(人)

項目	R6	R7	R8
意思疎通支援事業	1	1	1

(5) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し日常生活の便宜をはかる事業です。

日常生活用具給付等事業の見込み量

(件)

項目	R6	R7	R8
情報・意思疎通支援用具	1	1	1
排せつ管理支援用具	15	16	17
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	1	1	1
介護・訓練等支援用具	1	1	1

(6) 移動支援事業

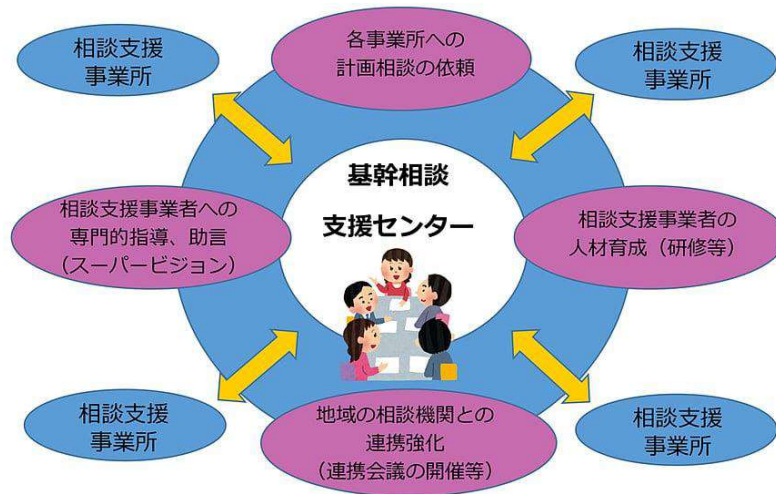
屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促す事業です。

令和3年4月1日から利用対象者を拡大し、特別支援学校へ通学する全ての児童が利用可能となりました。

移動支援事業の見込み量

(件)

項目		R6	R7	R8
移動支援事業	人/年	48	60	60
	時間/年	170	180	180



3 任意事業

任意事業として、次の事業を実施します。

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人に日中、活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。また、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

(2) 就業・就労支援に関する事業

職親に委託することが適当とされた知的障がいのある人を一定期間、職親に預け生活指導および技能習得訓練等を行うことによって就職に必要な素地（基礎となるもの）を与えるとともに雇用の促進と定着性を高める事業です。

(3) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することができない身体に重度の障がいのある人の家庭に看護師または介護職員等が訪問して浴槽を提供して行われる入浴の介護を行う事業です。

(4) 飯豊町障がい者福祉タクシー券

身体障害者手帳1級～3級の方（体幹・上下肢・下肢障がい・視覚障がい・心臓・腎臓・呼吸器機能障がい・聴覚障がい）療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者のうち「ほほえみカ-」を介助者なしに利用することが出来ない方が対象でタクシーの基本料金相当分の助成を年間30枚支給する事業です。

(5) 人工透析患者への交通費助成

人工透析法による医療の給付を受ける必要がある腎臓の機能に障がい
を有する方が医療機関への通院に要した交通費についてその一部を助成
する事業です。

(6) 在宅酸素療法者支援事業

呼吸器機能障がいによる身体障害者手帳（ただし1・2級を除く）を所
持し、現に医師の指示により在宅酸素療法を行っている方に対して行う助
成事業です。